

とりまとめに向けて（たたき台その2）

22. 6. 25

事務局メモ

I. 問題点と検討の方向

1. 試験合格しても公認会計士となるための資格を取得できない者の発生

- 公認会計士については、①量的な拡大とともに質的な向上も求められている監査証明業務に加え、②拡大・多様化する非監査業務、さらには、③企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会で重要な役割を期待されているとの考え方にに基づき、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験となるよう、平成15年に制度改正を行った。

（注）公認会計士となるための資格を取得するためには、短答式と論文式の試験合格に加え、監査又は会計に関する実務経験を満たすこと等の要件が必要とされている。

- 現状においては、論文式試験合格者の半数以上は、無職で受験勉強に専念した者（「受験浪人」、以下同じ）であり、結果的に、合格者の平均年齢は26～27歳と高くなっている。社会人の合格者は十分に増加しておらず、合格者の経済界等への就職が進んでいない。また、経営環境の悪化から監査業界の採用数も大きく減少している。これらにより、論文式試験に合格しても公認会計士になるために必要な実務経験を満たすことができない者（「就職浪人」、以下同じ）が多数生じている。
- こうした結果、以下のような問題が生じている。
 - ① 有為な人材が活用されないという意味での社会的損失が生じているのではないか。
 - ② 経済社会の幅広い分野で活躍する監査と会計の専門家を確保していくという制度の狙いを実現できていないのではないか。
 - ③ 試験・資格制度の魅力が低下するのではないか。

（注）21年論文式試験合格者のサンプル調査（約1,800人；平均年齢25歳）によれば、以下のような問題点が把握されている。

- 在学中の者は約3割（平均年齢22歳）、社会人（同30歳）は約1割。一方、就業せずに受験勉強に専念した者が約4割（同25歳）、退職して受験勉強に専念した者が約2割（同30歳）と、無職で高い年齢まで努力した者がかなりの割合を占める。
- 合格者の就職内定率は平均して約7割にとどまっているが、在学中の者が8割を超えているのに対し、就業せずに受験勉強した者は6割程度と低く、全体としてみても年齢が高いほど内定率は低い。

- 就職活動先も内定先も監査業界が殆どであり、経済界等への就職は進んでいない。
 - 合格者が監査業界への就職を強く希望する主要な理由としては、資格取得に必要な1～3年の座学研修である実務補習について、経済界等に就職すると履修がしにくいこと、また、経済界等に就職しても資格取得に必要な会計関連の実務経験が得られる職種に就けるかどうか分からないという心配が挙げられる。
- ・ 公認会計士となるために不可欠な要件として実務経験が法定されていることから、適切なタイミングで監査業界又は経済界等に就職し、実務経験を満たすことが必要である。就職は個人の意志によることが大きく、就職浪人をゼロにすることはできないが、これから試験を受ける人たちの立場になって、就職浪人ができるだけ出ないような制度とすることが望ましいと考えられる。
 - ・ なお、就職浪人を減らすため、論文式試験合格者数を監査業界の求人数程度まで減らすべきとの指摘があるが、合格者数については、下記のような点も踏まえ、慎重に検討する必要がある。
 - ① 監査業界の求人数はここ1年程度で半減するなど大きく変動しており、数年先の求人ニーズを予測することは困難であること、
 - ② 中長期的に監査及び会計の専門家を育成する必要性を考えると、国家試験としてある程度安定的に制度を運用する必要があること、
 - ③ 合格者数を減らすだけでは、合格者に占める受験浪人の割合が増加し、合格者の高齢化といった傾向がさらに助長されるおそれがあること
 - ・ 現状では、短答式合格から実務経験を満たすまでの時間的・年齢的パスは、「短答式合格（平均年齢25歳）⇒論文式合格（同26歳）⇒就職（実務経験）」が中心である。
 - ・ 監査業界は論文式試験合格者の採用を重視しているため、監査業界への就職を志望する者は論文式試験合格のために受験浪人をする者が多くなる。一方、監査業界の採用人数は年によって大きく変動することとともに、監査業界であれ経済界等であれ、我が国の就職慣行では依然として年齢が重要な要素となっている面がある。結果として、受験浪人をした高齢の合格者が就職浪人になることが多くなっているのが実情である。
 - ・ 以上を踏まえ、就職浪人をできるだけ出さないようにするため、以下を制度設計の基本方針とする。
 - ① 就職活動に支障が出ないように、できるだけ早い時期での合格を促すとともに、早い時期に合格できない場合には、受験浪人を続けずに、まずは就職し、所要の実務経験を先に得るよう促す仕組みを備えた制度とすること
 - ② 監査業界、経済界等で働きながら、受験や合格後の実務補習の受講を含め、資格取得がしやすい制度とすること

- ・ 上記②のような働きながら資格取得がしやすい制度とすることにより、結果として、経済界等で働く30代、40代も含めた社会人の資格取得が進むことが期待される。
- ・ 経済界等で活躍する合格者が増えることは、多様で実践的なバックグラウンドを持つ監査人を育成することにもなる。

2. グローバル化等の中での必要な人材が育成できていないおそれ

- ・ 経済界のみならず、監査業界においても急速なグローバル化等の環境変化が進んでおり、我が国における監査又は会計分野の人材育成や監査法人の業務について、以下に述べるような点でこれらの変化に対応しきれていないとの指摘がある。

(1) 監査の質の確保への懸念

- ・ 監査証明業務の資格とは、監査証明の品質について責任を負う者として監査証明書に署名できる者（通常は監査法人の社員）の資格であって、監査チームの多くを構成する実務者や補助者となるための資格ではない。
また、二名以上の個人の公認会計士がいれば、監査法人でなくとも上場企業等の監査ができるという点で、極めて重要な役割を担っている。
- ・ 近年、会計基準、監査基準の国際化に伴い、その内容も複雑・高度化する方向にある。海外製のITツール等を活用した大規模な組織的監査も主流となっており、監査現場での補助経験の実態も大きく変化してきている。
- ・ 虚偽証明と懸念される事案が頻発しており、公正で透明な金融資本市場の確保を図る観点から、公認会計士の質について心配する声がある。
- ・ 監査のできる公認会計士については、これらの点も考慮してその質を一層向上させることが必要である。

(2) 多様な非監査サービス及び企業内実務を支える人材の育成について

非監査サービスについて

- ・ 現在の試験制度は、会計・監査分野での深い専門知識を身に付けた人材が育成されている点で有意義であるが、一方、監査に必要な洞察力や常識、非監査サービス業務に必要なビジネスセンス等を養うための幅広い基礎知識や教養を必ずしも身につけられていないとの指摘もある。
- ・ これに関連して、我が国の監査法人は、事実上、監査業務に特化しており、諸外国のアカウンティングファームと比べると、業務が狭い範囲に留まっている。この結果、幅広い社会ニーズに対応できる会計分野のプロフェッショナルの育成、企業の競争力強化のためのサポーティングインダストリーといった役割を果たし切れていないとの

指摘もある。

- ・ 試験・資格制度を検討するに当たっては、こうした指摘も踏まえ、公認会計士が果たすべき社会的役割をしっかりと見すえ、育成すべき人材像についても視野に入れて、国際競争力強化の観点からも検討していく必要がある。同時に、監査法人のあり方についても、グローバル競争の中での経済成長や金融資本市場の競争力強化の観点からも検討していくことが必要である。

企業内実務について

- ・ 監査証明業務と非監査サービス業務は、公認会計士法で位置付けられた公認会計士としての基本的な業務である。昭和 23 年に創設された公認会計士の登録制度は、公認会計士としてのこれらの業務を行おうとする者が開業にあたって登録することを必要とするものである。
- ・ 公認会計士の社会的役割の高まりと広がりに伴い、かかる開業登録を行いながら監査証明業務や非監査サービス業務に従事せず、資格の名称を名乗りながら専ら企業内実務に従事する者が現れている。このような実態は、公認会計士の登録制度が創設された時点では必ずしも想定されていなかったと考えられる。
- ・ グローバル化が進展し、会計実務等の企業内実務が複雑化する中で、企業の財務情報の信頼性を確保していく上では、外部からの監査とともに、企業の会計基礎力や会計リテラシーの向上を図ることが必要であり、企業内で働く公認会計士はこの点で重要な役割を果たしている。また、外部から監査を行う公認会計士や監査法人にとっても、企業内の公認会計士が作成した監査証拠であれば、効果的・効率的な監査となり、結果的に監査の信頼性も向上することが期待される。

3. 制度設計に当たってのプリンシプル

以上の考え方を整理すると、今後の制度のあり方を検討していく上で考慮すべきプリンシプルは次のようなものになると考えられる。

- 現状に問題があるので、今よりも良い制度に変える。
- これから試験を受ける人たちの立場になって制度を設計する。
- 就職浪人をできるだけ出さないような制度とする。
- 監査・会計分野の高い専門性や倫理観、深い洞察力を持った監査証明資格を有するプロフェッショナル（以下、「フルスペックの公認会計士」）を育成できる制度とする。
- グローバル競争に打ち勝つためのビジネスセンスと実務経験を持ち、幅広い非監査サービスや企業内実務にも対応できる会計分野のプロフェッショナル（以下、「フ

ルスペックでない会計のプロフェッショナル)を育成し、それを目指す裾野を広げられる制度とする。

- 「フルスペックの公認会計士」と「フルスペックではない会計のプロフェッショナル」双方の質を維持・向上させうる制度とする。

なお、試験・資格制度は既得権益を守るためのものであってはならず、監査や会計のプロフェッショナルの能力・機能の向上等を通じて、国際競争力の強化、日本経済の成長等に資するべきものであることは言うまでもない。

Ⅱ. 対応策

1. 就職浪人をできるだけ出さない方策について

- ・ 本懇談会で制度を検討するにあたって以下の仕組みを前提とした。
 - ① 一段階目の試験は短答式とし、二段階目の試験は論文式と短答式の組み合わせとし、二段階目の短答式で一定以上の成績の者のみ論文式の採点を行うこととする。
 - ② 実務経験の内容については、監査又は会計に関連する業務とする（その具体的な範囲については引き続き検討する）。
 - ③ 二段階目の試験合格と実務経験を満たし、実務補習を受け、修了考査（又は三段階目の試験）を経て、公認会計士となる資格を得られる。
- ・ 就職浪人をできるだけ出さないための方策として以下のようなものが考えられる。
 - ① 一段階目の合格の有効期間、二段階目の科目別合格の有効期間のいずれについても延長する（例えば10年程度）。
 - ② 就職についての意思決定等に資するため、一段階目及び二段階目の合格者全員に合格順位を通知する。
 - ③ 各段階の試験の合格は監査業界や経済界等の就職を保証しないこと、新たな試験・資格制度は働きながらも受験や資格取得がしやすい制度であること、サンプル調査によれば、高齢になるほど合格しても就職できないリスクが高まること等を十分に周知する。
 - ④ 試験制度の改正だけでは問題は解決しないとの認識の共有を踏まえ、大学教育等における会計専門人材を育成する教育環境の整備等の工夫について、日本公認会計士協会を中心として検討が進められることが望まれる。
- ・ 就職浪人をできるだけ出さないための方策として、さらに以下の視点から検討を行った。
 - ① 一段階目の合格者数の設定により難易度を下げ、受験勉強の負荷を下げる

② 一段階目の合格段階で何らかの途中段階の資格等を与え、会計・監査等についての一定の知識を有することを認定し、併せて二段階目の受験資格があることを明らかにする

③ 未就職の状態での二段階目試験の受験者を抑制するため、二段階目の試験の受験要件として実務経験を求める

⇒ 資料 2

2. 「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」に係る資格制度について

(1) 考え方

- ・ 米英では、多くの公認会計士は、試験合格と監査分野での実務経験を得た段階で、資格を取得しているが、試験合格と非監査分野での実務経験（公認会計士の指導のもとでの企業内実務、認定された企業における企業内実務など）を得た段階（監査証明業務に従事できない段階）で、公認会計士としての資格を取得する者もいる。また、米英では、監査業務のみならず、非監査サービスや企業内実務においても多数の公認会計士が活躍している。
- ・ 国際会計士連盟（IFAC）が策定し、加盟団体に遵守を求めている国際教育基準においても、1～7号において会計のプロフェッショナルについて規定した上で、8号において監査のプロフェッショナルについて規定している。
- ・ 我が国においても、非監査サービスや企業内実務に従事するプロフェッショナルの数を今後増加させることが必要である。他方、監査の質の確保の観点からは、監査証明業務を担う「フルスペックの公認会計士」の質を下げるようなことになってはならない。
- ・ このような観点から、非監査サービスや企業内実務で活躍している者についても、監査証明業務には従事しない「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」として認識し、「フルスペックの公認会計士」に至る前の段階の資格として、制度の中で明確に位置付けることが必要である。
- ・ 監査法人において「フルスペックの公認会計士」を目指しながら、監査の補助業務に従事する者も、「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」に含まれる。

(2) 基本的な枠組み

- ・ 「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」は、監査証明業務は行うことができないが、会計のプロフェッショナルとして、資格の名称を名乗った上で、非監査サービスや監査の補助業務、企業内実務等に従事することができる（別添参照）。
- ・ ①二段階目の試験の合格、②一定期間（例えば、3年間）の実務経験を得た者は、「フ

ルスペックでない会計のプロフェッショナル」となる資格を有する。

- ・ 「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」となる資格を有する者が「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」となろうとするときは、日本公認会計士協会に備える名簿に登録を受けなければならないものとする。
- ・ 「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」もプロフェッショナルとして、社会的信用を保持して活躍することが求められる。例えば、インサイダー規制に違反した場合や、故意に虚偽の財務会計処理を行った場合など、企業内業務において資格の社会的信用を著しく傷つけた場合には、行政当局による懲戒処分により厳格に対処することが考えられる。
- ・ 後述のように「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」には、登録後、継続的専門研修（CPE：Continuing Professional Education）が義務付けられる必要がある。これに伴い、CPE義務の履行の円滑化を図る必要がある。また、「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」もプロフェッショナルとして、高い職業倫理観が求められる。このため、日本公認会計士協会の倫理規則等の自主規制の適用を受けることが適当である。こうしたことから、「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」にも、日本公認会計士協会への加入を義務付けることが望ましい。

・ 「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」の名称については、引き続き検討する。

- ・ なお、我が国の監査法人は、事実上、監査業務に特化している実情があることから、今後、監査法人が非監査業務を行うに当たっての制度的な問題点があるかどうか、仮にある場合にはその改善の方策について検討を行う。

3. 「フルスペックの公認会計士」に係る資格制度について

- ・ 「フルスペックの公認会計士」となるための要件として、「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」である者に監査実務と税実務に特化した実務補習の修了を求めることとする。また、監査業界の実務経験がない者については、より多くの監査実務単位数を求めることとする。
- ・ 「フルスペックの公認会計士」の質の向上や、実務補習の実効性確保の観点から、修了考査の合格率（現状約70%）を下げることにすることとする。これにより、「フルスペックの公認会計士」として新たに登録できる者の数は、当面、現在よりも減少することが考えられる。
- ・ 修了考査については、公認会計士法に基づき協会が実施するか、国による三段階目の試験とするかについて、引き続き検討する。

- ・ 「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」になった者が「フルスペックの公認会計士」になるために、追加の実務経験を求めることとする。
- ・ なお、税務の資格は、「フルスペックの公認会計士」となるための資格を得た段階で付与され得るものとする。

4. 資格取得後の質の確保等について

(1) 継続的専門研修 (CPE) の拡充

- ・ 「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」は、法律に基づく資格名称を名乗ることにより、国民からの一定の信頼のもとで非監査サービスや企業内実務に従事することが想定される。会計基準や企業内実務等は急速に進化しており、資格取得後も「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」の質を継続的に維持することは、資格に対する国民からの信用力を確保する上での大前提である。このため、「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」についてCPEを義務付けるとともに、必須履修科目の内容を法令で定めることを検討することが必要である。
- ・ 「フルスペックの公認会計士」についても、既にCPEが義務化されているものの、現時点では履修内容についての法令による義務づけは行われていない。監査基準や監査手法が急速に進化している中で、財務書類の虚偽証明と懸念される事案が頻発している現状においては、監査証明業務に従事する者は、監査の質の確保のために必要な内容の研修を一定数受講する必要がある。一方、それ以外の業務に従事する者は、必ずしも監査の質の確保のための研修を受講する必要はない。このため、業務内容に応じたCPEの必須履修科目の内容を法令で定めることについて検討することが必要である。
- ・ どちらの「プロフェッショナル」にもCPEの確実な履行を求めることとする。そのための一つの方法として、公認会計士協会がCPEの義務を履行しないと認める場合には、自動的に登録が停止され、その後、義務履行を協会が認めた段階で自動的に回復する制度を導入することについて検討する。

(2) 監査の品質確保のための方策

- ・ 監視機関が企業の財務情報の虚偽記載事案の調査をする過程において、企業が監査人に対して必要な監査証拠を十分に提出していないなどの不備があることが判明する場合も多い。このような企業の不備については、監査の質の確保の観点から、監視機関が企業に的確に指摘することが重要である。
- ・ 財務書類の虚偽記載事案が後を絶たない状況が続いており、こうした事案に「フルスペックの公認会計士」がどうかかわったかについての調査を促進するため、体制強化に努めることが重要である。これにより、「フルスペックの公認会計士」の質を確保

し、その信頼性を高めることになる。これは、公正で透明な金融資本市場の確保を図る上で不可欠なものである。

5. その他

- 資格取得に必要な1～3年の座学研修である実務補習について、経済界等に就職すると実務補習の履修がしにくい、また、経済界等に就職しても、資格取得に必要な実務経験が得られる職種に就けるかどうか分からないという心配がある。これらの点は、就職をひかえる合格者にとっても経済界等への就職を希望しない主要な理由となっている。このため、
 - ① 働きながらも履修しやすい実務補習となるようeラーニングの拡大、カリキュラム編成や期間の柔軟化を進めるとともに、
 - ② 実務経験として認められる業務についての明確化を図るための措置や、実務経験として認められる勤務先企業の資本金要件（現状5億円）のあり方等についての検討を行うことが必要である。
- 国際教育基準も踏まえ、グローバル競争に打ち勝つための人材育成の観点から、資格取得にあたって、大学等高等教育機関での一定単位数の一般教養科目の履修を求めることとする。
- 高度な会計専門人材の育成の必要性に鑑み、会計専門職大学院と試験制度との連携方策について検討することとする。
- 試験科目、免除要件などの具体的設計については、懇談会での指摘事項を踏まえながら今後検討することとする。
- 一段階目及び二段階目の合格者数については、今後、合格者の意識や活動領域の拡大の状況、監査業界・経済界等の今後の採用動向や採用慣行等を踏まえ、新制度の趣旨を踏まえた適切な運用の観点から検討することとする。
- 合格者の経済界による採用を促すために、以上述べてきた公認会計士制度の見直し以外の対応策についても幅広く検討することとする。

例えば、①上場企業における一段階目又は二段階目の合格者や2つの「プロフェッショナル」の数と活動状況について、自主的に情報提供することを促す方策、②上場企業の決算関連部門に一段階目又は二段階目の合格者や2つの「プロフェッショナル」を配置するよう努めることを促す方策、③上場企業が一段階目又は二段階目の合格者を雇用した場合には、資格取得に必要な実務経験として認められる業務に従事できるよう自主的な努力を促すこと、なども幅広い選択肢の一部として考えられる。
- 将来的な課題として、他の士業制度との関連性等については、適切な場において検討が行われることを期待する。

(別添)

各資格の業務内容等（たたき台）

資格	業務内容	業務独占・名称独占	業務	懲戒処分等
フルスペック の公認会計士	<ul style="list-style-type: none"> ・監査証明業務（1項業務） ・会計業務（2項業務） ・監査業務の補助（3項業務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査証明業務の独占 ・名称独占 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用失墜行為の禁止 ・守秘義務 ・C P E（<u>質的強化、義務不履行による登録の自動停止制</u>） ・協会への加入は強制 	<ul style="list-style-type: none"> ・虚偽証明の懲戒処分と課徴金 ・一般の懲戒処分
フルスペック でない会計の プロフェッシ ョナル	<ul style="list-style-type: none"> ・会計業務（2項業務） ・監査業務の補助（3項業務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称独占 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用失墜行為の禁止 ・守秘義務 ・C P E（<u>義務不履行による登録の自動停止制</u>） ・<u>協会への加入は強制</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の懲戒処分
公認会計士 （現行法）	<ul style="list-style-type: none"> ・監査証明業務（1項業務） ・会計業務（2項業務） ・監査業務の補助（3項業務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査証明業務の独占 ・名称独占 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用失墜行為の禁止 ・守秘義務 ・C P E（注2） ・協会への加入は強制 	<ul style="list-style-type: none"> ・虚偽証明の懲戒処分と課徴金 ・一般の懲戒処分
会計士補 （旧法）	<ul style="list-style-type: none"> ・会計業務（2項業務） ・監査業務の補助（3項業務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称独占 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用失墜行為の禁止 ・守秘義務 ・協会への加入は任意 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の懲戒処分

(注1) 下線部は現行制度からの変更点

(注2) C P Eの義務は、会計士補が廃止された15年改正により新たに導入